

横浜市若年女性支援モデル事業実施要綱

制定 令和5年10月5日こ権第2160号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第1条 この事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は、横浜市とする。ただし、市は事業の一部（第4条（2）を除く。）を担う民間団体に対し、補助を行うものとする。なお、市が運営費を補助する民間団体は、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。）とする。

2 本事業を運営する団体への補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱の定めるところとする。

3 運営法人の選定については、横浜市若年女性支援モデル事業実施団体の選定に関する要綱の規程によるものとする。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、市が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年女性等」という。）とする。

（事業内容及び実施方法）

第4条 市は、以下の（1）から（4）の事業を行う。なお、各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区福祉保健センター又は児童相談所に速やかに通告するものとする。

（1）アウトリーチ支援

困難を抱えた若年女性等に対して、主にICTを活用した見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

ア ICTを活用した見回り等

困難を抱えた若年女性等の被害の未然防止を図る観点から、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用したアウトリーチや

繁華街などの巡回により、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。また、出張相談など若年女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

イ 相談及び面談

若年女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等 ICT を活用した相談や必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。なお、見回りや面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、区福祉保健センターが実施機関として福祉サービスの調整を行う。

(2) 関係機関連携会議の設置

市は、行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。

(3) 居場所支援

若年女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所の支援が必要と判断した場合は、市または実施団体が宿泊先を調整し、翌開庁日に区福祉保健センター等の支援機関につなげる。

(4) 自立支援

居場所支援や相談及び面談により、自立に向けた継続的な面接や同行支援等が必要な場合は、相談者の同意を得た上で、区福祉保健センターと連携のもと、自立支援計画を策定し支援を実施する。

(個人情報取り扱い)

第5条 本事業において、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこととする。

2 関係機関連携会議等において、関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意を得ておくこととする。

(その他)

第6条 本事業の実施に際して必要な事項については、別途定めることとする。

附則

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。